

「豊かな自然と住みよい環境をはぐくみ、
持続可能な社会をめざすまち」

うべ ECO チャレンジ(えーこっちゃ)

〔第三期宇部市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)〕



平成29年(2017年)3月

山口県宇部市

目次

第1章 計画の基本的事項

1	地球温暖化問題の現状と対策	1
2	目的	1
3	対象範囲	1
4	計画期間	2
5	対象とする温室効果ガスの種類	2
6	目標及び行動内容の設定	2
7	上位計画や関連計画との位置づけ	3

第2章 温室効果ガスの排出状況

1	温室効果ガスの排出状況	3
2	温室効果ガス排出量の推移	4
3	第二期実行計画の結果	4

第3章 計画の目標

1	数量的目標	6
---	-------	---

第4章 目標達成のための取組

1	物品の購入	7
2	物品の使用・ごみの排出	8
3	省エネルギー	9
4	建築物の建設・管理等における配慮	13
5	市主催のイベント等の環境配慮の取組	14
6	職員の環境保全意識の向上	14

第5章 推進体制等

1	推進体制	15
2	推進業務スケジュール	17
3	取組状況の公表	17

第1章 計画の基本的事項

1 地球温暖化問題の現状と対策

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第5次評価報告書において、世界の平均気温は産業革命前と比較して既に0.85℃上昇しており、このまま化石燃料に依存した活動が続けば、2100年には最大4.8℃上昇すると発表されました。この地球温暖化の影響として、サンゴ礁や海水の消失、海面の上昇、感染症の拡大、作物や水の減少、絶滅種の増加につながるものが警告されています。

こうした中、地球温暖化対策の新しい国際ルール「パリ協定」が2016年11月4日に発効しました。パリ協定では、産業革命前と比較して世界の平均気温上昇を2℃未満に抑えること、できれば1.5℃未満に抑えるよう努力することが目標として掲げられ、すべての国が温室効果ガスの削減目標を設け、その達成に向けて努力することになりました。

我が国は、2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減するとの中期目標を掲げ、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）並びに「地球温暖化対策計画」により、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしています。この地球温暖化対策の推進を図るにあたって、国・地方公共団体・事業者・市民がそれぞれの役割分担を認識し、一体となって実施していくことが求められています。

2 目的

温対法第21条の規定では、地方公共団体に対し、国が定める地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定するものとしています。

本市では「第一期宇部市地球温暖化対策実行計画」（平成11～21年度）及び「第二期宇部市地球温暖化対策実行計画」（平成22～27年度）を策定し、温室効果ガス排出量の削減に取り組んできました。

引き続き、地域の模範として地球温暖化対策を率先して実行するために、「第二次宇部市環境基本計画」の改定に合わせ、行動指針である「第三期宇部市地球温暖化対策実行計画」（以下「本計画」という。）を定めます。

3 対象範囲

(1) 事務・事業の範囲

本市が実施する全ての事務事業を対象とします。

(2) 対象機関

市長部局、各行政委員会、公営企業、議会事務局及び小・中学校を対象とします。

(3) 対象施設

本市の全ての施設（指定管理者制度導入施設を含む。）を対象とします。

4 計画期間

上位計画である「第二次宇部市環境基本計画」との整合を図るため、平成28年度（2016年度）から、同計画の最終年度である平成33年度（2021年度）までとします。

5 対象とする温室効果ガスの種類

本計画では、温対法第2条第3項に規定されている次の7種類を対象とします。ただし、対象とする温室効果ガスのうち、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素については、市の事務事業において対象となる活動がない等の理由により、温室効果ガス排出量の算定対象から除外します。

表1-1 対象となる温室効果ガスの種類と発生源

ガスの種類	発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	電気、燃料（ガソリン・ガス・軽油・灯油、重油の使用）、廃プラスチック類の焼却
メタン (CH ₄)	下水処理、廃棄物の焼却、公用車の走行
一酸化二窒素 (N ₂ O)	ディーゼル機関の燃料燃焼、廃棄物の焼却、公用車の走行
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコン
パーフルオロカーボン (PFC)	該当なし（半導体の製造、溶剤等に使用）
六ふっ化硫黄	該当なし（電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用）
三ふっ化窒素	該当なし（半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングに使用）

6 目標及び行動内容の設定

(1) 平成11年度(1999年)をスタート元年（第一期基準年度）と位置付け、本計画の基準年度を平成27年度(2015年度)、目標年度を平成33年度(2021年度)とします。

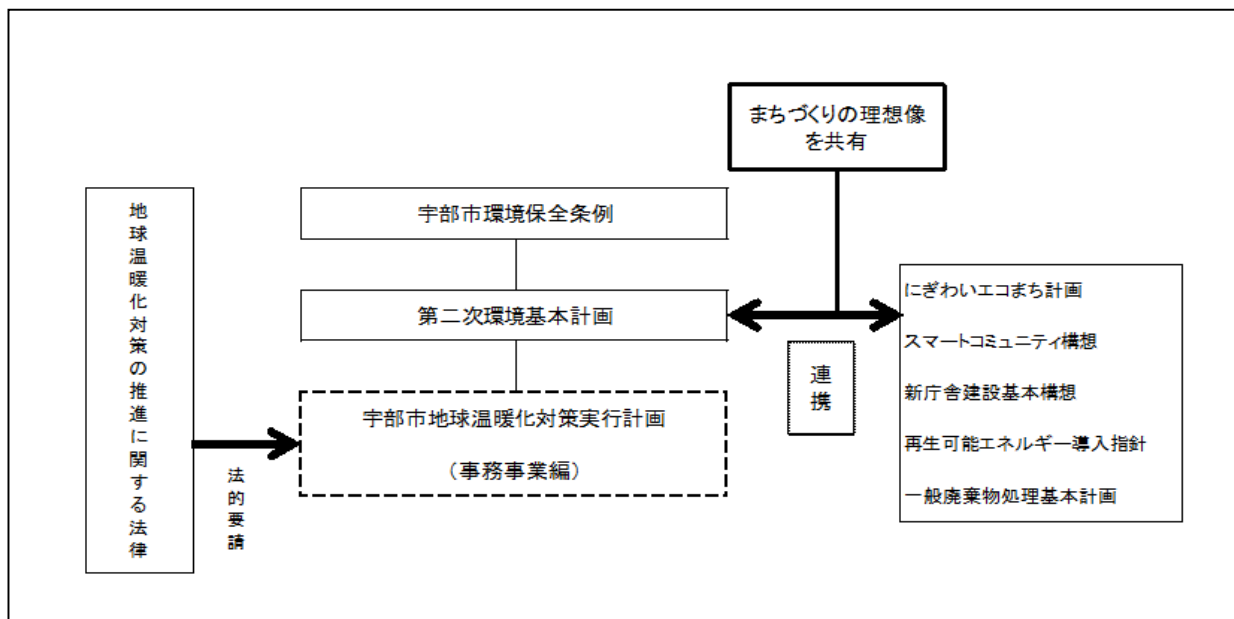
スタート元年からの経過を示すとともに、また、可能な限り数値化した環境負荷削減目標を掲げ、積極的な取組を進めます。

(2) 全ての目標について、達成に向けて具体的取組事項を設定し、それに基づき行動するとともに、常駐の業務委託者、市民及び事業者に対しても協力を求めます。

7 上位計画や関連計画との位置づけ

本計画の位置づけは図1-1のとおりです。

図1-1 計画の位置づけ



第2章 温室効果ガスの排出状況

1 温室効果ガスの排出状況

本市の事務事業に伴う平成27年度の温室効果ガスの排出量は、41,521 t-CO₂です。

温室効果ガスの構成は、二酸化炭素が94.6%、一酸化二窒素が4.5%、メタンが0.8%、ハイドロフルオロカーボンが0.1%となっています。

図2-1 温室効果ガスの構成

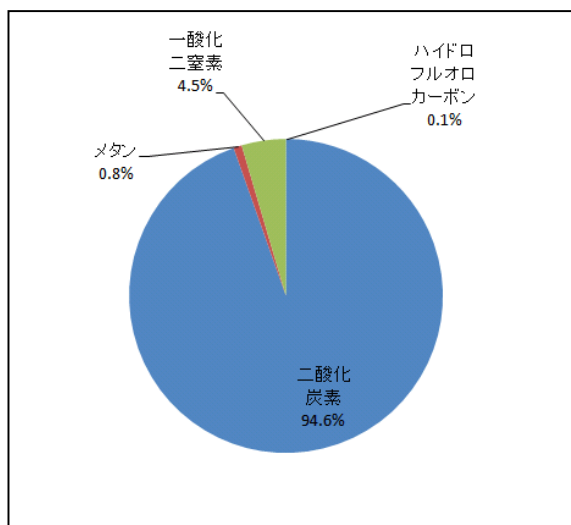
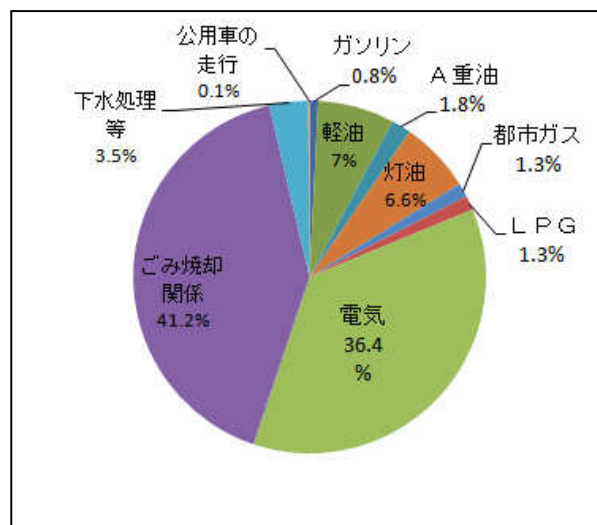


図2-2 排出源別排出量



2 温室効果ガス排出量の推移

第二期実行計画期間における温室効果ガスの排出量の推移については、次のとおりです。
 (※取組の成果を明確に判定するため排出係数を基準年度に固定して算出しています。)

表2-1 温室効果ガス排出量の推移 (t-CO₂)

	21年度 (基準)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	削減率 (%)
エネルギー起源	26,133	25,978	24,693	24,030	23,679	22,949	22,863	12.5
非エネルギー起源	17,683	19,367	19,565	15,782	19,827	17,513	18,606	-5.2
公用車の走行関係	56	61	60	56	56	54	52	7.1
総排出量	43,872	45,406	44,318	39,868	43,562	40,516	41,521	5.4

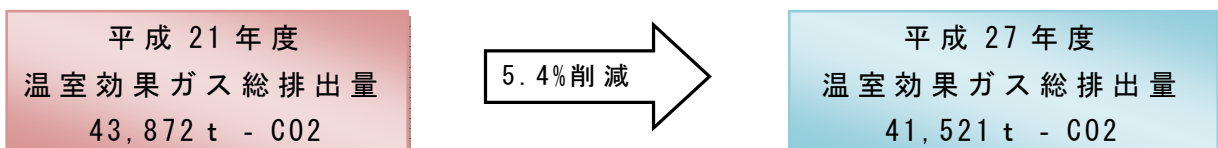
※1 エネルギー起源：電気や燃料の使用によるもの

※2 非エネルギー起源：一般廃棄物の焼却量とそれに含まれる廃プラスチック量や下水処理量によるもの

※3 公用車の走行関係：公用車の走行距離やカーエアコンの台数によるもの

3 第二期実行計画の結果

平成21年度を基準年度として、平成27年度までに市の事務及び事業から排出される温室効果ガスを15%以上削減することを目標として取り組んできました。平成27年度までにエネルギー起源が12.5%減、非エネルギー起源が5.2%増、公用車の走行関係が7.1%減となりました。



エネルギー起源の排出量は、表2-1のとおり着実に削減が進んでいます。しかしながら、非エネルギー起源の排出量については、主に一般廃棄物の焼却量が減量されていないこと、平成20年度にラップやチューブ類等の汚れの落ちにくいプラスチック容器包装を可燃ごみへと分別方法を見直したことにより、一般廃棄物に含まれるプラスチック類の含有率が一定水準にとどまっていることから、排出量削減が進みませんでした。

表2-2 ごみ焼却量等の推移 (千t)

項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
ごみ焼却量	54.4	54.8	56.5	57.1	56.2	56.0	56.7
プラ含有量	5.7	6.3	6.4	5.0	6.5	5.6	6.0

表2-3 具体的な取組の達成状況

目標値	平成21年度	平成27年度	削減率	達成
グリーン購入率を 100%とする	99.6%	99.7%	—	×
コピー用紙の使用量を 20%以上削減する(千枚)	20,947.8	30,028.8	-43.3%	×
本庁舎における燃やせるご みの総排出量を30%以上 削減する(t)	23.0	16.7	27.4%	×
ガソリン使用量を 10%以上削減する(kl)	203.6	145.2	28.7%	○
軽油使用量を 10%以上削減する(kl)	1,165.9	1,088.9	6.6%	×
重油使用量を 10%以上削減する(kl)	312.3	230.5	26.2%	○
灯油使用量を 10%以上削減する(kl)	1,293.6	1,219.4	5.7%	×
都市ガス使用量を 10%以上削減する(千m ³)	264.2	210.0	20.5%	○
LPガス使用量を 10%以上削減する(千m ³)	91.1	94.5	-3.7%	×
電気使用量を 10%以上削減する (千kwh)	31,269.5	26,908.4	13.9%	○
水使用量を 10%以上削減する(千m ³)	492.9	459.3	6.8%	×

- グリーン購入率については、ほぼ達成していますが、適合品が入手できない場合もあり100%とはなりませんでした。
- コピー用紙の使用量は、裏紙利用、両面・集約印刷の積極的活用が進んでいるものの、財務帳票の印刷、イベントちらしの庁内印刷優先、新規事業の増加、学校での学習プリント活用による学力向上プログラムの推進等、増加要因が圧倒的に多い状況です。
- 本庁舎の可燃ごみの排出量は、平成26年度まで順調に削減を続けましたが、平成27年度は全庁文書廃棄日の排出量増加により僅かに目標達成に至りませんでした。
- 軽油使用量は、交通局のバスと廃棄物対策課のごみ収集車の燃料が主たる用途であるため、低燃費車両への入れ替え、ごみ収集業務の一部委託や経路の見直しによる削減が図られていますが、大幅な削減は困難な状況です。

- 灯油使用量は、全体の75%を占めるごみ焼却場での使用量が、最終年度に前年度比18.1%増となり、全体の使用量を押し上げました。
- L Pガスについては、平成26年度後半から新たな学校給食センターにおいて主たるエネルギーとして使用され始めたため、目標に届きませんでした。
- 水道使用量は、最終年度に東部浄化センターの新施設の稼働があったことや真締川の白濁対策のために宇部テクノパークポンプ場での使用量が伸びたことにより、目標達成に至りませんでした。

第3章 計画の目標

1 数量的目標

平成33年度(2021年度)までの温室効果ガスの削減目標を、次のとおり設定します。

《目標》

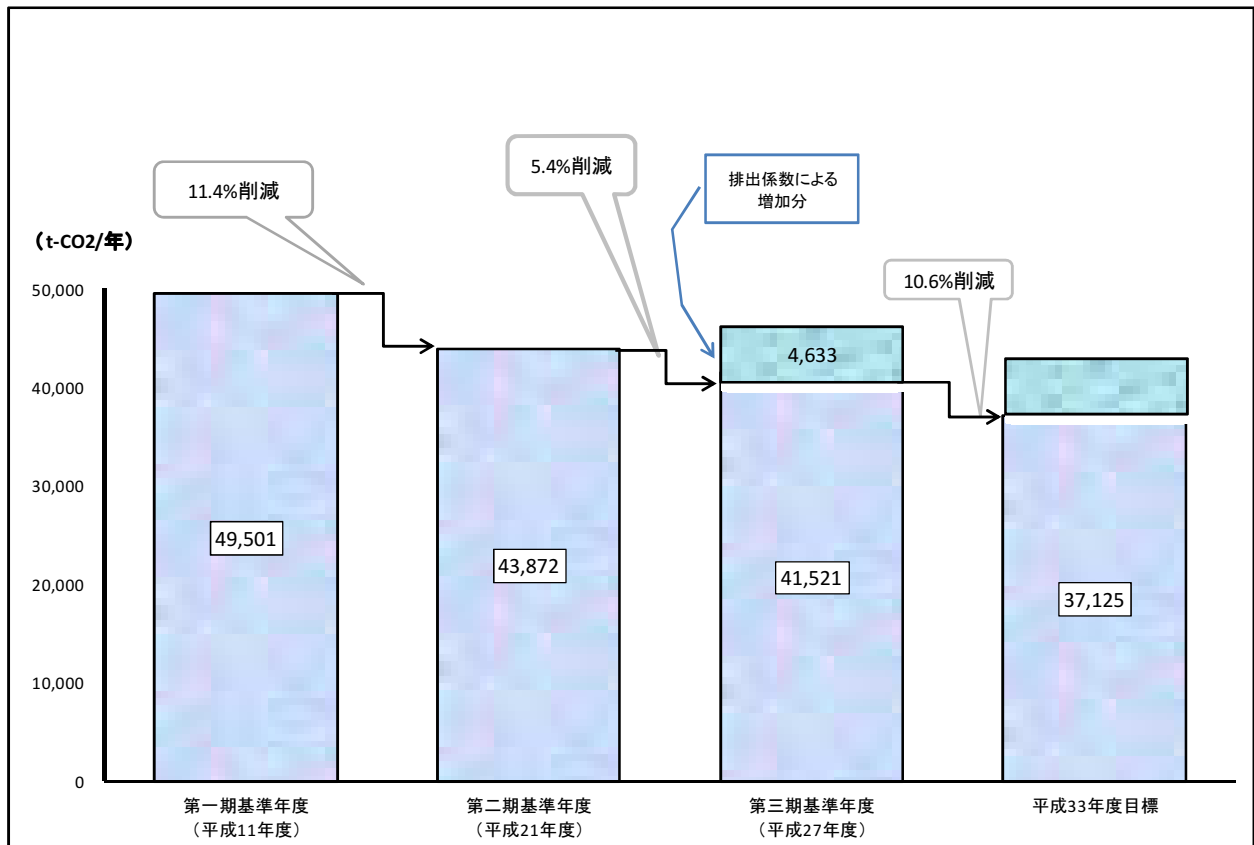
**温室効果ガスの総排出量(CO₂換算量)を10.6%
以上削減する。**

(平成11年度(第一期基準年度)~平成33年度まで ⇒ 25%以上削減)

第2章では、基準年度(平成21年度)との比較を容易にし、本市の取組による成果を明確にするため、温室効果ガス排出係数を基準年度のものに固定して算出した温室効果ガス排出量を示しています。しかしながら、エネルギー別に最新の排出係数を用いて算出すると、平成27年度においては、46,154 t-CO₂となります。これは、中国電力(株)から供給される電気の使用に伴い排出される温室効果ガスの排出係数が、基準年度算出時点の0.555(kg-CO₂/kWh)から0.706(kg-CO₂/kWh)へと29.2%も増加したことによるものです。そのため、電気使用量自体は平成21年度(基準年度)と比べて13.9%も削減しながら、温室効果ガス排出量は9.5%増加となりました。温室効果ガス総排出量の平成21年度と27年度の比較においても、5.4%削減から5.2%増加したこととなります。

このことから本計画においては、最新の排出係数により排出量を算定しますが、削減目標の経過や取組の結果を評価する上では、当初からの排出係数を引き続き用いて排出量を算定することとします。

図3-1 温室効果ガスの削減実績と第三期削減目標



第4章 目標達成のための取組

本計画の目標を達成するため、温室効果ガスの抑制等に配慮した具体的な取組を、次のとおり設定とします。

1 物品の購入

目標①	グリーン購入率を100%とする。
-----	------------------

【具体的取組】

- ① 物品の購入にあたっては、グリーン購入を優先する。

2 物品の使用・ごみの排出

《コピー用紙》

目標②	コピー用紙の使用量を10%以上削減する。
	〔平成11年度（第一期基準年度）～平成33年度までに〕 39.5%増加以内に抑制
実績	〔平成11年度（第一期基準年度）～平成27年度までに〕 55%増加

☆ 業務の工程を見直し、「ペーパーレス市役所」を推進する。

【具体的取組】

■ 電子文書の利用

- ① 文書管理システムを有効に活用し、電子決裁を基本とする。
- ② 回覧で可能なものは、個人配付を行わず、UbeCity Network、メール、職員コミュニケーションを有効利用する。

■ コピー機の使用

- ③ 可能な限りA4版用紙を使い、両面・集約の機能を活用する。
また、裏紙の利用を積極的に行い、紙の無駄をなくす。
ただし、個人情報や非公開文書等の取扱には十分注意する。

■ パソコン作成文書の印刷

- ④ プレビュー機能等を利用し、画面上で十分確認した上で必要部数を印刷する。

■ 会議等での資料配付

- ⑤ プレゼンテーションソフト等の利用により配付資料を削減する。
- ⑥ 資料を配付する場合は、適正部数を印刷する。

■ 広報印刷物の作成

- ⑦ 各種広報については、ホームページやSNS等の電子媒体を活用するとともに、印刷物の種類・数量等を十分検討し、必要部数を印刷する。

《燃やせるごみの総排出量》

目標③	本庁舎における燃やせるごみの総排出量を10%以上削減する。
	〔平成11年度（第一期基準年度）～平成33年度までに〕 72.3%以上削減
実績	〔平成11年度（第一期基準年度）～平成27年度までに〕 69.1%削減

☆ 本庁舎以外における市の施設から排出されるごみの排出量削減についても、同様の行動を推進する。

【具体的取組】

■ リデュースの推進

- ① 物品の在庫管理を徹底し、無駄な購入をなくす。
- ② 公的行事においては、「使い捨て食器」の利用を抑制し、「リユース食器」を使用する。
- ③ 会議においては、ペットボトルや缶での湯茶を使用しない。

■ リユースの推進

- ④ 使用しない備品・事務用品は、UbeCity Networkを利用し、情報交換による相互融通を図り有効利用する。

■ リサイクルの推進・ごみの分別

- ⑤ 使用済の用紙・物品等は安易に捨てず、リサイクルをする。
- ⑥ ごみの排出にあたっては、分別を徹底する。

3 省エネルギー

《ガソリン使用量》

目標④	ガソリン使用量を10%以上削減する。
	〔平成11年度（第一期基準年度）～平成33年度までに〕 33.8%以上削減
実績	〔平成11年度（第一期基準年度）～平成27年度までに〕 26.5%削減

《軽油使用量》

目標⑤	軽油使用量を10%以上削減する。
	〔平成11年度（第一期基準年度）～平成33年度までに〕 28.5%以上削減
実績	〔平成11年度（第一期基準年度）～平成27年度までに〕 20.5%削減

【具体的取組】

■ 自転車・公共交通機関の利用

- ① 移動距離が2km以内の場合は、徒歩や自転車の利用に努める。

■ エコドライブの徹底

- ②同一場所への出張、会議、研修等に複数で参加する場合は、所属課にかかわらず乗り合わせる。
- ③不用なものは積載せず、急発進・急加速は止め、経済走行を心がける。
- ④駐停車時はアイドリングストップを行う。
- ⑤空気圧のチェックを定期的に行う。
- ⑥エアコンの使用を抑制する。

《重油使用量》

目標⑥	重油使用量を10%以上削減する。
	〔平成11年度（第一期基準年度）～平成33年度までに〕 58.1%以上削減
実績	〔平成11年度（第一期基準年度）～平成27年度までに〕 53.4%削減

《灯油使用量》

目標⑦	灯油使用量を10%以上削減する。
	〔平成16年度～平成33年度までに〕 23.2%増加以内に抑制
実績	〔平成16年度～平成27年度までに〕 36.8%増加

【具体的取組】

- ①ごみ焼却場の灯油使用量を削減する。
- ②使用機器の保守点検を確実に行う。
- ③暖房温度は、19℃に設定する。

《都市ガス使用量》

目標⑧	都市ガス使用量を10%以上削減する。
	〔平成11年度（第一期基準年度）～平成33年度までに〕 83.5%以上削減
実績	〔平成11年度（第二期基準年度）～平成27年度までに〕 81.7%削減

《 L P ガス使用量 》

目標⑨	L P ガスの使用量を 1 0 % 以上削減する。
	〔平成16年度（第一期基準年度）～平成33年度までに〕 3 2 % 増加の範囲内に抑制
実績	〔平成16年度（第二期基準年度）～平成27年度までに〕 4 6 . 7 % 増加

【具体的取組】

- ① 冷暖房温度は、冷房時 2 8 ℃、暖房時 1 9 ℃に設定する。
- ② 調理・給湯用燃料については、こまめに火力の調整、適切な使用時間を心がける。

《 電気使用量 》

目標⑩	電気使用量を 1 0 % 以上削減する。
	〔平成11年度（第一期基準年度）～平成33年度までに〕 3 3 . 4 % 以上削減
実績	〔平成11年度（第一期基準年度）～平成27年度までに〕 2 6 % 削減

【具体的取組】

■ 室温管理

- ① 冷暖房温度は、冷房時 2 8 ℃、暖房時 1 9 ℃に設定する。
- ② 冷暖房時はドアや窓を閉め、ブラインド、緑のカーテン等を利用することで空調効果を高める。

■ 電化製品の使用

- ③ コンセントを抜くことや省エネタップなどを利用し、O A 機器等の不用な待機電力をカットする。
- ④ 長時間使用しない時（概ね 3 0 分以上）や昼休みには、パソコンやコピー機等 O A 機器の電源オフを徹底する。
- ⑤ 古い電化製品は、省エネタイプの製品に切り替える。

■ 照明の使用

- ⑥ 昼休み及び勤務時間終了後は一旦消灯し、必要な箇所のみ再点灯する。
- ⑦ トイレ、給湯室、会議室等の照明は、必要な場合のみ点灯する。

⑧働き方改革により、時間外勤務を極力なくし、夜間、休日の電気使用を控える。

■その他

⑨エレベーターや自動ドアの利用は可能な限り控える。

⑩クールビズやウォームビズにより、着衣で寒暖に対応する。

⑪公共施設マネジメント指針に基づき、公共施設の計画的な統廃合を行う。

⑫公共施設への太陽光発電設備の導入によるエネルギーの自給自足を拡大するとともに、照明のLED化により省エネを推進する。

《水道使用量》

目標⑪	水道使用量を10%以上削減する。
	[平成11年度(第一期基準年度)～平成33年度までに] 42.3%以上削減
実績	[平成11年度(第二期基準年度)～平成27年度までに] 35.9%削減

【具体的取組】

- ①手洗い時、トイレ使用時、洗いもの等において、無駄な使用を止める。
- ②公用車の洗車を必要最小限に留め、洗車する場合は節水を励行する。
- ③花づくりボランティアの散水は、雨水の利用や天候を考慮し、必要最小限に留める。
- ④イベントの運営、施設の管理においては、利用者にも節水を呼び掛ける。

《エコ通勤》

目標⑫	毎日エコ通勤に努める。
目標⑬	毎週水曜日はエコ通勤を行う。(個々の事情により他の曜日に振替も可能)

【具体的取組】

- ①エコ定期券の利用やサイクルアンドライド、パークアンドライドの活用などにより、マイカーの利用を控え、公共交通機関を利用する。
- ②水曜日に実施できない場合は、同週内の他の曜日に振り替える。
- ③三交代勤務等、やむを得ない事情により水曜日に実施できない場合は、直近の実施可能日に振り替える。

- ④ 下記のエコ通勤基準に該当する者は、徒歩、自転車、公共交通機関等を利用する。
- ⑤ 環境負荷の低減になる通勤手段を選択するよう心がける。

<p><u>エコ通勤基準</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 通勤距離が 5 km 以内 ● 利便性の高いバス路線（西宇部線・中央病院線・小羽山線・八幡宮線・小野田線）沿線のバス停や JR 路線（宇部線・山陽本線・小野田線・山口線）の駅から概ね 1 km 以内に住居がある。 	
<p><u>エコ通勤の定義</u></p> <ul style="list-style-type: none"> a 公共交通機関（JR、バス）を利用した通勤 b 徒歩又は自転車を利用した通勤 c パークアンドライドによる通勤 d オートバイによる通勤 e マイカーでの二人以上の相乗りによる通勤 	

4 建築物の建設・管理等における配慮

目標⑭	省エネ化・緑化を推進する。
目標⑮	新エネルギー・省エネルギー設備を導入する。

【具体的取組】

- ① 市施設の建設・改築等にあたっては、省エネルギー化・長寿命化を図る。
- ② 市施設の壁面緑化、駐車場や校庭の芝生化等によりグリーン化を図る。
- ③ 小・中学校や公共施設で、太陽光発電等の新エネルギー施設を導入する。
- ④ 自動販売機の削減や省エネルギー型自動販売機への移行を推進する。
- ⑤ 照明の LED 化を推進する。

5 市主催イベント等の環境配慮の取組

目標⑯	イベント等の実施にあたっては、環境に配慮した取組を行う。
-----	------------------------------

【具体的取組】

- ① 自然環境や周辺環境へ配慮し、イベント等で発生するCO₂排出量を緑化等により相殺するカーボン・オフセット事業を推進する。
- ② 市内のイベント等においては、廃棄物の発生・排出抑制、省資源・省エネルギー化を図るため、「リユース食器」の使用を原則とする。
- ③ 来場者に対して、マイカーの自粛、徒歩、自転車又は公共交通機関の利用を呼びかける。
- ④ 可能な限り公共交通機関が利用できる場所、時間帯での開催に心掛ける。

6 職員の環境保全意識の向上

目標⑰	環境に関する研修及び情報提供を行う。
目標⑱	環境保全活動への職員の参加を促進する。

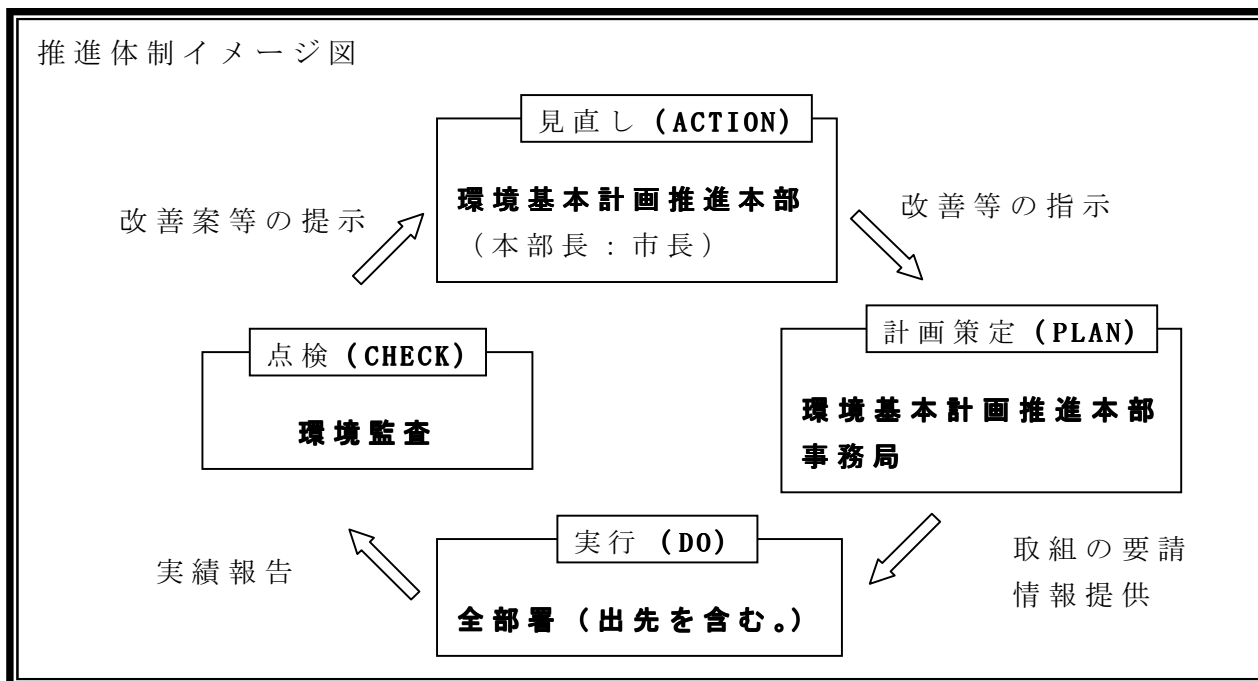
【具体的取組】

- ① 職員の環境保全意識の向上を図るため、環境保全に係る研修を職場で定期的に実施する。
- ② 本計画の取組の周知を図り、職員の理解を深めるために、本計画の進捗状況や環境問題等に関する情報提供を行う。また、各職場においては、朝礼、文書管理システム等により、情報の共有を図る。
- ③ 環境に関する研修、シンポジウム、講演会、環境ボランティア等への職員の参加を奨励する。
- ④ 地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」の取組を率先実行する。

第5章 推進体制等

1 推進体制

本計画は、P L A N (計画)－D O (実行)－C H E C K (点検)－A C T I O N (見直し)の一連の流れ(P D C Aサイクル)による環境マネジメントシステムにより推進し、確実に継続的な環境改善を図ります。



(1) 計画策定 (P L A N) 体制

環境基本計画推進本部事務局 (環境政策課) が、本計画に関する年度目標を決定し、環境管理責任者 (市民環境部長) の承認を得る。

(2) 実行 (D O) 体制

各部等の長を「環境実行責任者」とし、環境基本計画推進本部設置要綱第7条に基づき「環境マネージャー」を設置する。

<環境実行責任者>

- ・各部等において、本計画の推進を図る。
- ・部等内の各課等から出された実行計画進捗状況調査表を審査し、承認後取りまとめて事務局へ提出する。

<環境マネージャー>

- ・課等内において、本計画の推進を図り、職員に対して必要な指示を行う。
- ・課等内の取組状況を把握して実行計画進捗状況調査表を作成し、評価を行う。
- ・環境実行責任者から改善等の指示があった場合は、速やかに検討し、改善に努める。

<実行計画進捗状況調査表>

- ・環境実行責任者は、6か月に一度（4月・10月）に部等内の実行計画進捗状況調査表をとりまとめて事務局に提出する。
- ・実行計画進捗状況調査表の提出は、電子データを送付する。

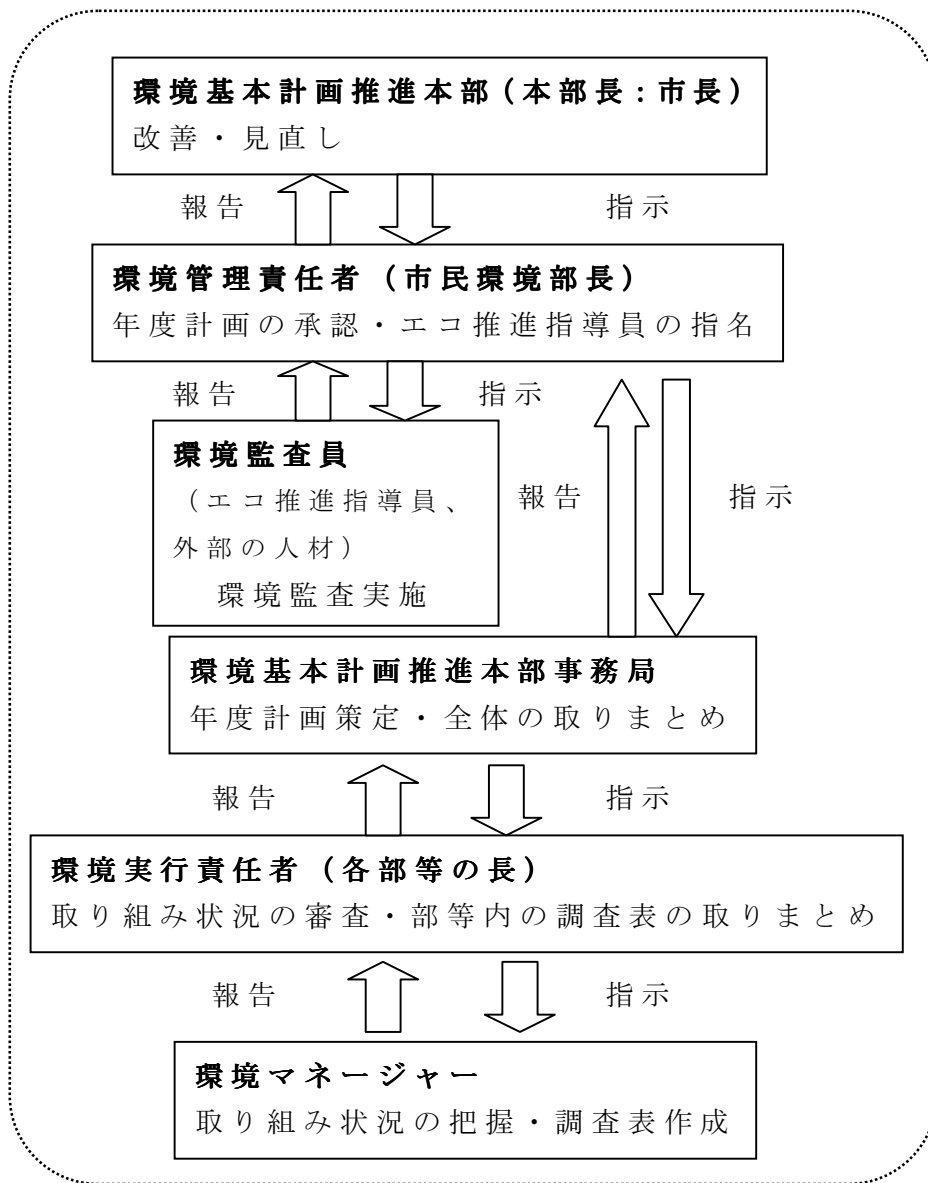
(3) 点検（CHECK）体制

- ・環境管理責任者（市民環境部長）は、職員の中から指名したエコ推進指導員及び外部の人材から環境監査員を選定し、環境監査を実施する。
- ・環境基本計画推進本部事務局長（環境政策課長）は、全部署から提出された調査表を取りまとめ、データを環境監査員に引き渡す。
- ・環境監査員はデータをもとに、必要に応じて現場審査を実施する。
- ・環境監査員は環境監査の結果、改善の必要がある場合には、環境実行責任者に改善を指示し回答を求める。
- ・環境実行責任者は、該当する環境マネージャーに改善を指示する。
- ・環境マネージャーは、原因を究明し、原因を除去する再発防止策を立案し、環境実行責任者の承認を受け、環境監査員に回答する。
- ・環境監査員は、回答の内容を検証し、回答が適切であり、是正の取組ができた場合に承認し、環境管理責任者（市民環境部長）に報告する。

(4) 見直し（ACTION）体制

本計画の年度目標の進捗状況、環境監査の結果を年1回、環境基本計画推進本部において報告し、本部長（市長）による見直しを行う。

計画の推進体制フロー図



2 推進業務スケジュール

年間スケジュール (実施時期は、若干の変動の可能性有)

1	調査表の提出 (全部署)	半年に1回 (4.10月末)
	実行計画進捗状況調査表、グリーン購入	
2	前年度データ集計、年度目標決定 (環境政策課)	5月
3	環境監査実施 (エコ推進指導員、外部の人材)	8~9月
4	上期データ集計 (環境政策課)	11月

3 取組状況の公表

本計画の取り組み状況を「宇部市の環境」や「宇部市ホームページ」等で公表します。

宇部市が変える。

